

## 牛せき柱規制に関する要請

平成 15 年 1 2 月  
全国農業協同組合中央会  
全国農業協同組合連合会  
全国食肉センター協議会

JA グループは、BSE の発生を契機に、消費者の不安を払拭し、安全・安心な国産牛肉を供給するため、牛海綿状脳症対策特別措置法のもと、政府や関係機関と連携し、BSE 全頭検査や特定部位 (SRM) の焼却処理などの円滑な実施に取り組んできた。

しかし、こうした施設整備や処理経費の増加等は、食肉センターのみならず、生産者にも大きな負担となっている状況にある。

こうした中、厚生労働省・農林水産省では、食品安全委員会の決定に基づき、せき柱の規制について検討を行い、11月14日の厚生労働省伝達性海綿状脳症対策部会では、せき柱を食用に供してはならないこと等と取りまとめた。

消費者に安全・安心な食肉を供給するため、JA グループとしてせき柱の処理・管理には、適切に取り組むことはもちろんであるが、多岐にわたる食肉流通の実態をふまえ、実効ある規制措置とする観点から、下記の事項について要請する。

## 記

1. 牛せき柱の処理・管理については、食肉の流通実態を十分にふまえ、国が責任をもった管理・監視体制を整備するなど、万全の措置を講じること。
2. 牛せき柱に関する規制をかける場合は、一定の準備期間を設けること。
3. 牛せき柱処理については、生産者及び産地食肉センター等食肉処理場において負担とならない措置を講じること。

以上